

台風に対する非常措置についてのお知らせ

本校・園においては、台風により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（※大雨、暴風など6種類）」又は「暴風警報」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 特別警報について

登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- ・午前0時までに解除になった場合 5校時（12時55分）から始業（給食は中止）
- ・午前0時現在、特別警報発令中の場合 臨時休業

在校中に発令された場合は、下校の安全が確認できるまで、生徒は学校で待機します。ホームページ等で、保護者に対し、「学校での待機」・「外部の避難場所への移動」・「保護者への引き渡し」などの連絡をします。

2 暴風警報について

登校前に発令された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- ・午前7時までに解除になった場合 平常授業
- ・午前9時までに解除になった場合 3校時（10時35分）から始業
- ・午前11時までに解除になった場合 5校時（12時55分）から始業（給食は中止）
- ・午前11時現在、警報発令中の場合 臨時休業

在校中に発令された場合は、気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。

八条中学校のホームページにも掲載していますので、ご覧ください。